

平成21年度 知事部局組織改正の概要

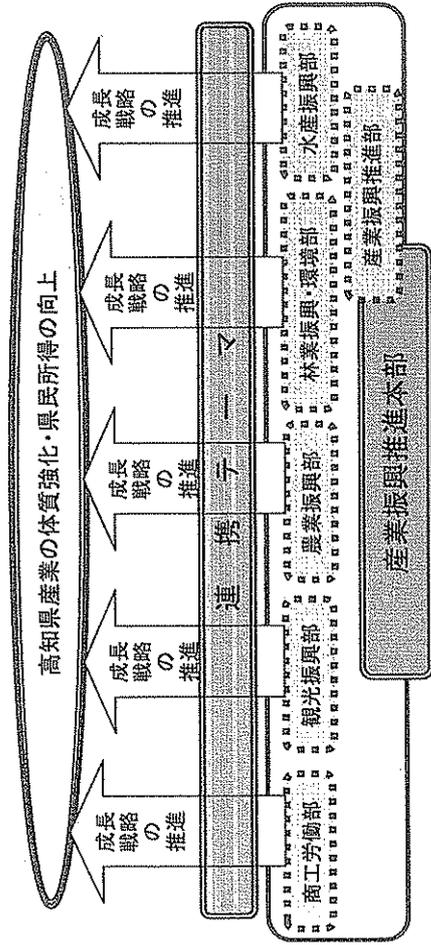
一柔軟で機動的な「攻めの組織」へ



産業振興計画の強力な推進体制

1 産業振興推進本部・産業振興推進部の設置

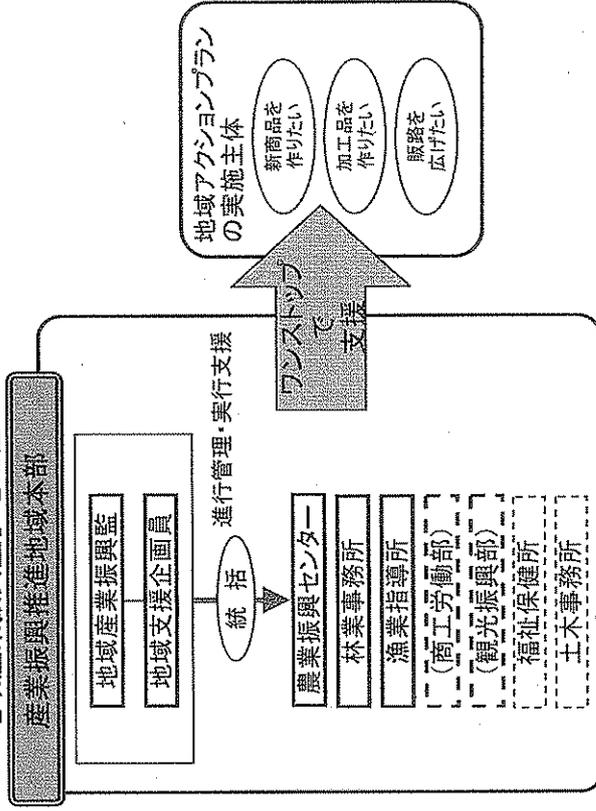
産業振興計画を推進するため、知事を本部長とする部局横断的な「産業振興推進本部」を設置するとともに、計画推進の強力なエンジンとして、産業振興計画を総括する「産業振興推進部」を創設



《本部の役割》①計画全体の実施状況の把握と進行管理
②連携テーマの実施と調整
③総合補助金の採択決定 など

2 地域アクションプランの実行支援

地域における産業振興計画のマネジメントを行うため、県内6ブロック（安芸、物部川、嶺北、仁淀川、高橋、幡多）に、「産業振興推進地域本部」を統括する副部長級の「地域産業振興監」を配置



【産業振興推進部の体制】

※ 地域産業振興監の配置
産業振興計画のマネジメントを行う。
産業振興推進本部の事務局機能を担い、産業振興計画全体の実行をコーディネート
地産地消の徹底と県外・国外の市場を視野に入れた市場戦略を樹立
食品加工関連業務や食品加工に関する業務の推進及び調整
産業振興計画と連携した中山間対策等による地域振興を図るため、政策企画部から移管

計画推進課
地産地消・外商課
食品加工推進室
地域づくり支援課

《本庁》
地域産業振興監
—地域における「総括」—

※ 理事(交通運輸政策担当)の配置

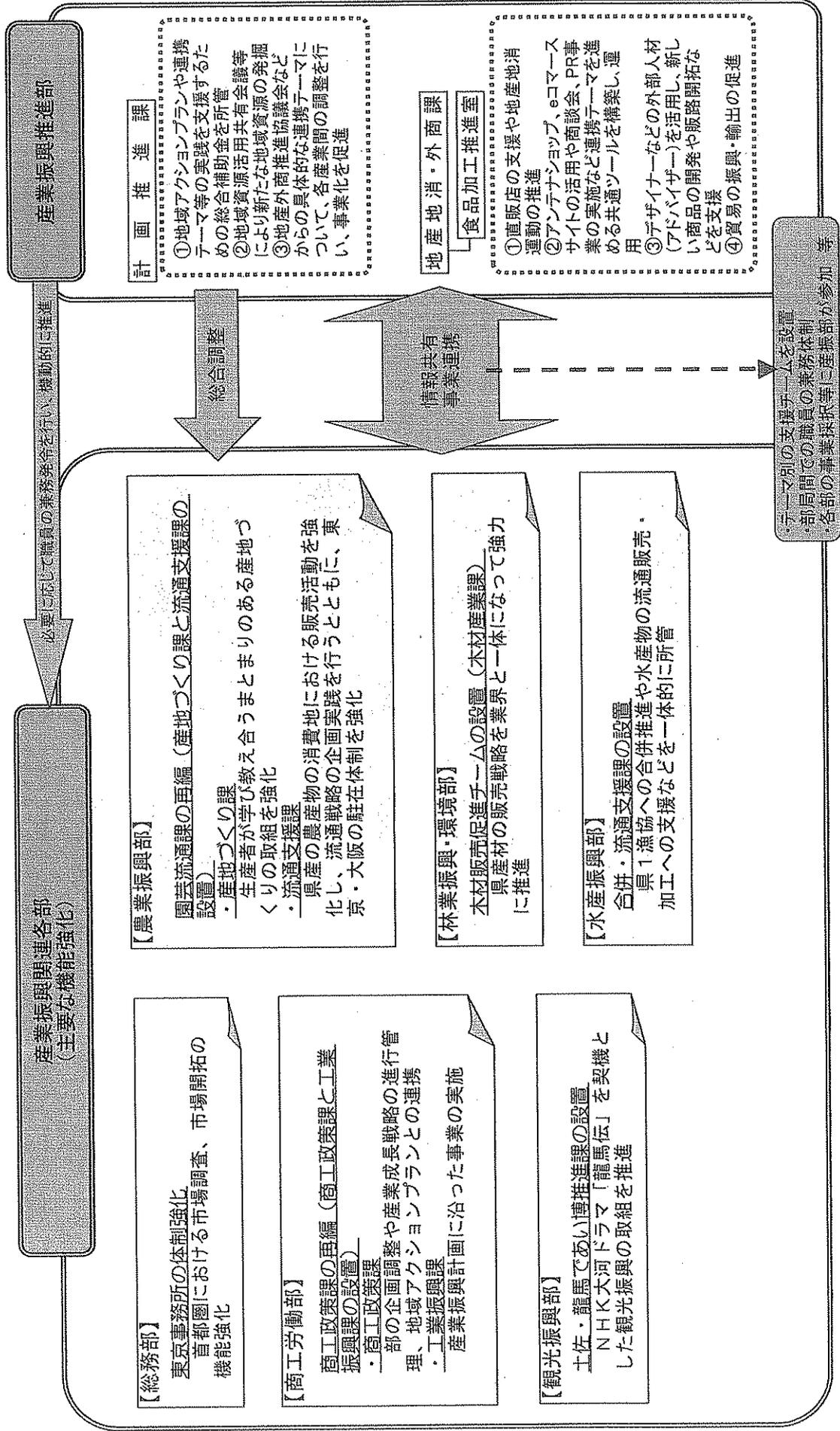
県を代表して対外折衝にも当たり、交通運輸政策を統括

陸路、海路及び空路全体の公共交通の確保、観光客を迎え入れられる交通輸送体制の整備、物流戦略等に総合的に対応

運輸政策課	公共交通や物流の総合戦略づくり
公共交通課	公共交通の経営改善や利用促進

《地域》
地域支援企画員
—これまでの地域での活動に加え、産業振興を支援—

3 産業振興関連各部の主要な機能強化と産業振興推進部との連携



健康福祉部の再編

健康福祉行政の高度化・多様化に対応するとともに、「高知型福祉」の推進、すなわち、中山間地域の多い本県独自の実情に即したきめ細かい施策をスピード感をもって実施するため、健康福祉部を保健医療分野を所管する「健康政策部」と福祉分野を所管する「地域福祉部」に分割

【健康政策部の体制】

生涯健やかで心豊かに過ごせる日本一の健康長寿県づくりの実現に向けて

※理事(医療センター担当)の設置

新設	健康長寿政策課	国保指導課
	医療薬務課	健康づくり課
	医師確保推進課	食品・衛生課
新設	医療センター経営対策課	

●健康長寿政策課の設置

健康政策部と地域福祉部との連携・調整を所管

【地域福祉部の体制】

すべての県民が共に支えあいなから生き生きと暮らすことのできる地域づくりを目指して

新設	地域福祉政策課	児童家庭課
	高齢者福祉課	少子対策課
	障害保健福祉課	福祉指導課
		新設

●児童虐待対応チームの設置(中央児童相談所)

中央児童相談所に「児童虐待対応チーム」を設置し、専属チームでの相談援助活動を実施

●専任理事職の設置

高知医療センターの経営改善に向け、PF事業全体の見直し等に構成団体として取り組むため、専任の理事職「理事(医療センター担当)」を配置

●医療センター経営対策課の設置

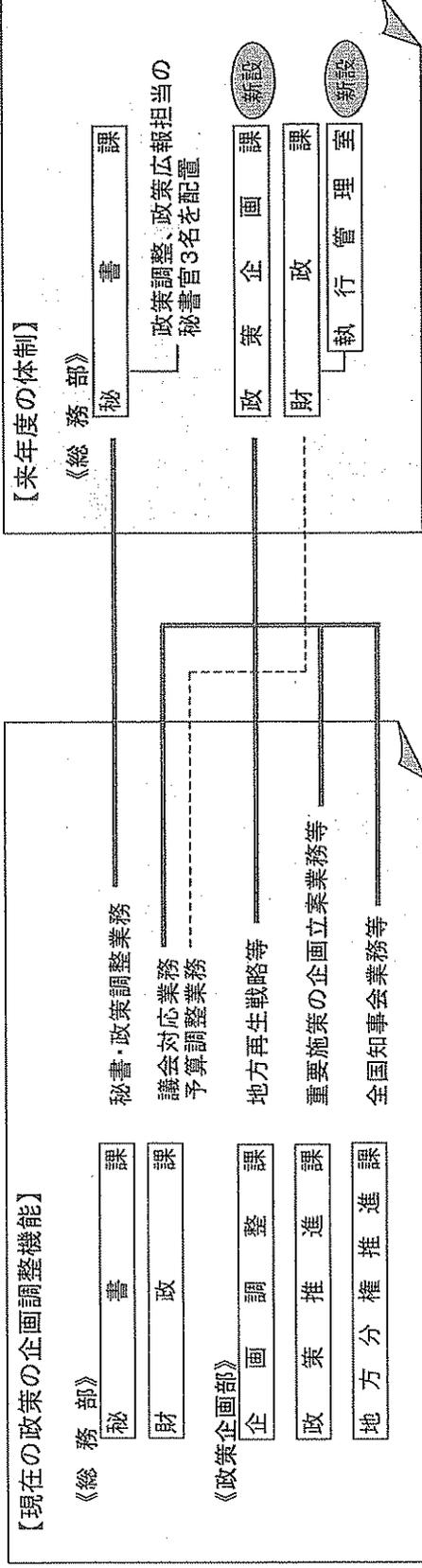
高知医療センターの経営改善を支援するため、医療薬務課と障害保健福祉課の医療センターに関連する業務を統合し、「医療センター経営対策課」を新設

●少子対策課の設置

「子どもを産み育てやすい環境づくり」の実現に向けて、少子化対策を総合的かつ効果的に推進していくため、現在子ども課内に設置している「少子化対策チーム」を「少子対策課」として強化

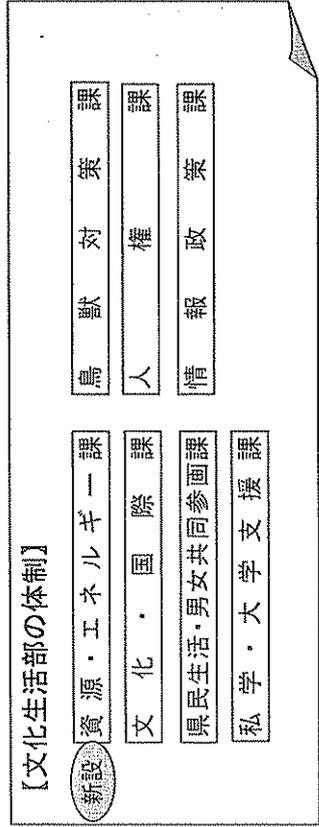
政策の企画調整機能の総務部への一元化

スピーディーに県政運営を図ることができるよう、複数の部に分散していた政策の企画調整機能を総務部に一元化する。県政改革の柱の一つである「県民から見える県庁づくり」のために、特定の個人や団体に利害を及ぼす意思決定に対するチェック機能を強化することとし、財政課内に「執行管理室」を設置し、予算の執行管理機能を強化する。



文化生活部の創設

高知らしい潤いのある県民生活の実現を強力に推進するとともに、豊かな自然を活かした資源・エネルギーの活用を検討する体制を整備し、地域文化、消費者行政、私学・大学など県民生活に関わりの深い業務を一体的に所管



林業・森林と環境行政の一体的な推進

林業振興行政と地球温暖化対策や自然保護などの環境対策を一体的に推進するため、文化環境部から環境行政を森林部に移管し、名称を「林業振興・環境部」に変更

